

**【 平成30年度の税制改正等について 】**

(法人県民税・法人事業税、地方法人特別税関係)

1 法人の代表者等の自署及び押印義務の廃止(改正前地方税法第72条の35、36等)

平成30年4月1日以後に提出する法人事業税・地方法人特別税の申告書・修正申告書については代表者及び経理責任者の自署押印制度が廃止されます(代表者は記名押印、経理責任者は記名で足りることとなります。)

ただし、平成30年3月31日までに終了した事業年度に係る確定申告書及び同日までに申告納付義務が発生した中間申告書(予定申告書を含む)については、従前のおり自署押印が必要となりますのでご注意ください。

2 eLTAXによる納税申告書等の提出義務の創設(地方税法第53条、第72条の32)

大法人*が平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人県民税及び法人事業税の納税申告書及び添付書類を提出する場合、eLTAXにより申告しないときは不申告として取り扱われます。

※ 内国法人のうち、事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人並びに相互会社、投資法人及び特定目的会社

3 貸借対照表・損益計算書の提出の省略(地方税法第72条の25、26)

外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人が平成32年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告をe-Taxにより行い、貸借対照表及び損益計算書に記載すべきものとされる事項をe-Taxで提供した場合は、法人事業税の申告においても貸借対照表等の提出があったものとみなされます。

4 付加価値割における所得拡大促進税制の改組 (外形標準課税法人)

(地方税法附則第9条)

平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度について、外形標準課税対象法人の法人事業税付加価値割の課税標準の特例措置が以下のとおり改正されます。

	平成27年4月1日から平成30年3月31日 までの間に開始する各事業年度	平成30年4月1日から平成33年3月31日 までの間に開始する各事業年度
要件	①給与等支給額の総額:H24年度から一定以上増加 ②給与等支給額の総額 \geq 前事業年度 ③賃上げ率2%以上	①賃上げ率3%以上 ②国内設備投資 \geq 減価償却費の9割
控除額	給与等支給総額から基準雇用者給与等支給額(平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度)を控除した額(雇用安定控除に対応する部分は除く)を付加価値額から控除	給与等支給総額の対前年度増加額(雇用安定控除に対応する部分は除く)を付加価値額から控除

5 ガス供給業のうち一部を外形標準課税・所得金課税に変更(地方税法第72条の2)

収入金額により法人事業税を申告納付していたガス供給業のうち、導管事業以外の事業※は平成30年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税又は所得課税により申告納付することとなります。

※ ガス供給業のうち、一般ガス導管事業（ガス事業法第2条第5項）及び特定ガス導管事業（同条第7項）以外のもののうち、ガス製造事業者（同条第10項）及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する者で、同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものが対象です。

6 収入割(電気供給業)の課税標準額に係る控除対象の拡大(地方税法附則第9条)

電気供給業を行う法人の収入割の課税標準額から、卸電力取引市場において売却した電気を自ら購入（いわゆる自己約定）する場合において当該電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を控除することとなりました。

※ 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り適用されます。

7 法人県民税関係

(1) 所得拡大促進税制による特例の新設(地方税法附則第8条)

法人税において、租税特別措置法第68条の12の5第2項の規定（青色申告書を提出する中小企業者等が国内雇用者に対して給与等を支給し、賃上げ率が1.5%以上の場合、給与等支給総額の対前年度増加額の15%を税額控除（賃上げ率2.5%以上でかつ教育訓練費増加等の要件を満たす場合は控除率を10%上乘せ）（ともに法人税額の20%限度））の適用がある場合は、法人県民税の課税標準額から当該控除額を控除します。

※ 中小連結親法人等も同様に適用されます。

※ 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度分の県民税に限り適用されます。

(2) 情報連携投資等の促進に係る特例の新設(地方税法附則第8条)

法人税において、租税特別措置法第68条の12の6（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）のうち、第2項の適用がある場合は、中小企業者等である法人等の法人県民税の課税標準額から当該控除額を控除します。

※ 中小連結親法人等も同様に適用されます。

※ 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度分の県民税に限り適用されます。

(3) 外国子会社合算税制に係る税額控除の新設(地方税法第53条第24項・第25項)

法人税において、租税特別措置法第66条の7等（外国子会社合算税制）の適用をうける場合に、法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を法人県民税の税額から控除します。

※ 平成30年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

【 埼玉県からのお願いとお知らせ 】

<お願い>納付書の使用について

納付書は会計ソフトにより作成した納付書は使用せず、下記のホームページからダウンロードしてご使用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

<お知らせ その1> 申告書様式・納付書のダウンロードについて

埼玉県では、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書、申請書、納付書をホームページに掲載しています。ここから、ダウンロードしてご利用ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-6.html>

もしくは次のメニューから

埼玉県HP総合トップ→「くらし・環境」→「税金」→「申請・手続き」
→「各種申請申告様式のダウンロード」 からダウンロードしてご利用ください。

<お知らせ その2> 地方税電子申告システムeLTAXのご利用について

埼玉県への法人県民税・事業税・地方法人特別税のご申告・納税は、簡単・便利な電子申告・電子納税がご利用できます。

詳しいご利用方法は、eLTAXホームページ:<http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

<お知らせ その3> その他の過去の税制改正に伴う留意点について

1 資本割・均等割税率区分の適用の基礎となる「資本金等の額」について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税均等割の税率区分の適用の基礎となる「資本金等の額」、外形標準課税の資本割の「資本金等の額」は、以下のとおりです。

無償増資・無償減資がある場合はご注意ください。

①法人税法上の「資本金等の額」又は「個別連結資本金等の額」

②平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に行った無償減資、資本準備金の減少による欠損填補額

③平成18年5月1日以降行った資本剰余金の減少による損失填補額
(資本金、資本準備金を減少しその他資本剰余金に計上してから1年以内に損失の填補にあてた場合に限る)

④平成22年4月1日以降行った利益準備金、その他利益剰余金による無償増資

(注) 合同会社等の持分会社については②、③及び④の規定は適用することはできません。

→ **地方税法上の「資本金等の額」 = ①－②－③＋④**

なお、上記で算定した資本金等の額と「資本金＋資本準備金」を比較し、「資本金等の額」<「資本金＋資本準備金」の場合は、地方税法上の「資本金等の額」は、「資本金＋資本準備金」の合算額となります。

2 地方創生応援税制(特定寄附金税額控除)について 【誤りが多くなっています!】

地方創生応援税制(いわゆる「企業版ふるさと納税」)は、地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附金が対象です。(日本赤十字社やNPO等への寄附金、義援金は対象外です)

確定申告書又は仮決算による中間申告に一定の事項を記載した場合に限り適用が認められます。

(当初申告要件があります。ご注意ください。)

3 欠損金の控除限度額について

中小法人等(注)以外の法人の欠損金の損金算入限度額・繰越可能期間は次のとおりです。

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度→**55%・9年**

平成30年4月1日以降開始する事業年度→**50%・10年**

(注) 中小法人等とは、普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもので資本金5億円以上の法人による完全支配関係がないなど一定のもの、公益法人等又は協同組合等、人格のない社団等をいいます。

4 法人事業税の税率改正に伴う負担変動の軽減措置(外形標準課税対象法人)

平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度について、次の(1)の要件を満たす場合には、外形標準課税の拡大に伴う負担変動に対する軽減措置として、法人事業税額から一定額を控除する制度が拡充されています。なお、仮決算の中間申告は適用対象となりません。

(地方税法改正法附則(平成28年)第5条)

(1) 要件 ア及びイの両方を満たすこと

ア 調整後付加価値額(※①) < 40億円

イ 平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度

平成28年3月31日現在の税率を適用した事業税額(※②) < 基準法人事業税額(※③)

※① 付加価値額×12÷事業年度の月数(1月未満切り上げ)

※② その事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得(関係都道府県分割後、1,000円未満切捨)にそれぞれ平成28年3月31日現在の規定による税率を乗じた金額(100円未満切捨)

※③ その事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

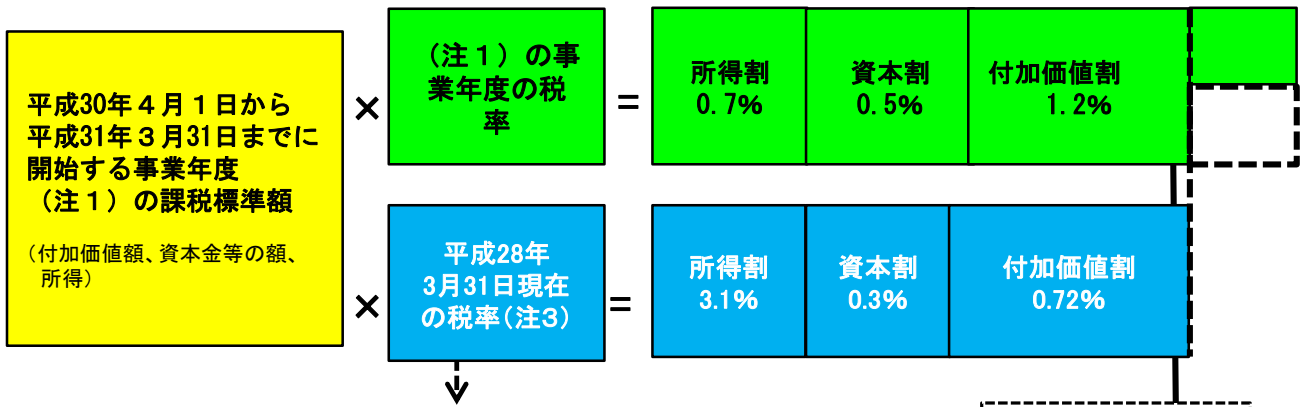
(2) 控除額の計算

ア 調整後付加価値額 ≤ 30億円の場合・・・(※③－※②)×一定割合(※)

イ 30億円 < 調整後付加価値額 < 40億円の場合

・・・(※③－※②)×一定割合(※)×(40億円－調整後付加価値額)÷10億円

(3) 計算例 (注1 平成30年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度の場合)



(注3) 【誤りが多くなっています!】

埼玉県への申告では「平成28年3月31日現在の税率」として下表の税率を使用してください。

負担増の一定割合(注2)を控除

区分税率	所得割				資本割	付加価値割
	年400万円以下	年400万円超 年800万円以下	年800万円超	軽減税率 不適用法人		
	1.6%	2.3%	3.1%	3.1%	0.3%	0.72%

(注2)一定割合

事業年度	割合
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度	1/4